

議案第47号

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する
規則について

上記の議案を提出する。

2022年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、次の理由により改正するものです。

- (1) 新たな学校づくり担当課長を廃止し、学校教育部に新たな学校づくり推進課を設置するため
- (2) 学校教育部指導課にICT教育推進係を設置するため
- (3) 生涯学習部生涯学習総務課の係制を廃止するため
- (4) 町田市生涯学習センター条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため
- (5) 財務部営繕課が行っている工事等に関する業務の一部を施設課に移管するため

別紙のとおり、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 新たな学校づくり担当課長を廃止し、学校教育部に新たな学校づくり推進課を設置するため
- (2) 学校教育部指導課にICT教育推進係を設置するため
- (3) 生涯学習部生涯学習総務課の係制を廃止するため
- (4) 町田市生涯学習センター条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため
- (5) 財務部営繕課が行っている工事等に関する業務の一部を施設課に移管するため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 新たな学校づくり推進課及び学校教育部指導課ICT教育推進係に関する規定を加えるとともに、生涯学習部生涯学習総務課の係に関する規定を削ります。(第2条及び別表第1関係)
- (2) 新たな学校づくり担当課長に関する規定を削ります。(第6条関係)
- (3) 生涯学習センターの所掌事務から、生涯学習センターの附属施設の管理に関するものを削ります。(第16条関係)
- (4) 施設課の所掌事務に、学校施設の調査、設計、工事及び監督に関するものを加えます。(別表第1関係)
- (5) 教育センターの所掌事務から、学校ネットワークの運用及び管理に関するものを削り、指導課の所掌事務に加えます。(別表第1関係)
- (6) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課、センター及び係を置く。</p> <p>学校教育部 教育総務課 略</p> <p><u>新たな学校づくり推進課</u></p> <p>略</p> <p>指導課 管理係 教職員係 <u>I</u></p> <p><u>CT教育推進係</u></p> <p>略</p> <p>生涯学習部 生涯学習総務課</p> <p>2 略</p> <p>(課長等の職)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(教育機関)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 生涯学習センターは、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生涯学習センターの施設の管理に関すること。</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課、センター及び係を置く。</p> <p>学校教育部 教育総務課 略</p> <p>略</p> <p>指導課 管理係 教職員係</p> <p>略</p> <p>生涯学習部 生涯学習総務課 <u>総務係 文化財係 自由民権資料館</u></p> <p>2 略</p> <p>(課長等の職)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 教育総務課に特命担当課長を置く。この場合の名称は、新たな学校づくり担当課長とし、新たな学校づくりに関する事務を担当する。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>(教育機関)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 生涯学習センターは、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 生涯学習センターの施設及び<u>附属施設</u>の管理に関すること。</p>

(3) ~ (11) 略

3 略

(教育機関のその他の職)

第23条 第6条第3項、第7条及び第9条の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同項中「課及び教育センター(以下「課等」という。)」とあり、及び第7条中「課等」とあるのは「教育機関」と、第9条中「前4条」とあるのは「第22条並びに第23条において準用する第6条第3項及び第7条」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

学 校 教 育 部	教育総務課	(1) ~ (9) 略 <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> <u>(20) 略</u> <u>(21) 略</u> <u>(22) 略</u>
	新たな学校づくり推進課	<u>(1) 新たな学校づくりに関すること。</u>
	施設課	(1) ~ (4) 略 <u>(5) 学校施設の調査、設計、工事及び監督に関すること。</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u>
	略	略

(3) ~ (11) 略

3 略

(教育機関のその他の職)

第23条 第6条第4項、第7条及び第9条の規定は、教育機関について準用する。この場合において、同項中「課及び教育センター(以下「課等」という。)」とあり、及び第7条中「課等」とあるのは「教育機関」と、第9条中「前4条」とあるのは「第22条並びに第23条において準用する第6条第4項及び第7条」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

学 校 教 育 部	教育総務課	(1) ~ (9) 略 <u>(10) 新たな学校づくりに関すること。</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 略</u> <u>(20) 略</u> <u>(21) 略</u> <u>(22) 略</u> <u>(23) 略</u>
	施設課	(1) ~ (4) 略 <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u>
	略	略

	指導課	(1)～(7)略 <u>(8) ICT教育の推進に 関すること。</u> (9) 学校ネットワークの <u>運用及び管理に関する こと。</u>		指導課	(1)～(7)略
	教育セン ター	(1)～(7)略 <u>(8)略</u>		教育セン ター	(1)～(7)略 <u>(8) 学校ネットワークの 運用及び管理に関する こと。</u> <u>(9)略</u>
略	略	略	略	略	略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(町田市公民館条例施行規則の一部改正)

2 町田市公民館条例施行規則（昭和53年10月町田市教育委員会規則第9号）の
一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 条例第3条に規定するその他必要な職員は、組織規則第23条において準用する組織規則<u>第6条第3項</u>、第7条及び第9条に規定する職員をもって充てる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2 条例第3条に規定するその他必要な職員は、組織規則第23条において準用する組織規則<u>第6条第4項</u>、第7条及び第9条に規定する職員をもって充てる。</p>